

岐阜県建設業広域B C M認定制度運用委員会設置規程

(設置)

第1条 岐阜県建設業広域B C M認定制度実施要綱に基づき、岐阜県と災害応援協定を締結する建設業関連団体から申込みのあった事業継続マネジメント（以下、「広域B C M」という。）を認定するにあたり、幅広い意見の聴取及び専門的な知識の活用を図るため、岐阜県建設業広域B C M認定制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

(聴取事項)

第2条 広域B C Mの認定にあたり、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 申込みのあった広域B C Mの実効性に関すること
- (2) その他広域B C M認定制度の運用に関すること

(組織)

第3条 運用委員会は、会長、会長代理、各委員の4名以内の委員で構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長代理は、委員の中から会長が指名する。
- 2 委員は、人格、識見に優れ、公平・中立の立場で客観的に広域B C Mの認定に関する意見聴取を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、県が選任する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会議)

第4条 運用委員会は、県が招集する。

- 2 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 会長代理は、会長を助け、会長に事故がある時は、その職務を代理するものとする。

(守秘義務)

第5条 運用委員会委員等は、知り得た個人情報や企業情報等について関連法令を遵守し適切に対応するものとする。

(庶務)

第6条 運用委員会の庶務は、県土整備部建設政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、運用委員会の運営に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

- 1 この規程は平成26年5月9日から適用する。